

## 国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

### 記

#### 1 媒介業務の対象となる国有財産

物件番号	所在地	種目	構造	数量(m <sup>2</sup> )	都市計画上の制限等	売却価格(円)
101	金沢市窪2丁目451番	宅地	一	209.36	市街化区域 (一種低層)	315,000
102	小松市向本折町ワ154番3	宅地	一	744.33 外	市街化区域 (準工業)	14,700,000

(注) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

#### 2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

#### 3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

#### 4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで

#### 5 媒介契約の内容

別添「一般媒介契約書（案）」のとおり。

#### 6 申込方法

媒介業務を申し込むために必要な下記(1)の書類を、下記(4)に示すいずれかの方法により下記(3)の受付期間内に下記(2)宛に提出するものとする。

##### (1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 誓約書及び役員等名簿 1部
- ③ 法第6条の規定により交付された免許証（写） 1部

##### (2) 申込書等の提出先

北陸財務局 会計課 経理係

所在地：金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎6階

電話番号：076-292-7867

##### (3) 申込受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年2月3日（火）までの間（土・日曜日及び祝日を除く。）  
の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分まで（必着）

##### (4) 提出方法

###### ① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分まで（土日・祝日等の閉庁日を除く。）とする。

###### ② 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合には、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先あてに引受け及び配達について記録できる方法によるものとする。

###### ③ 電子メールによる提出

電子メールにより申込書等を提出する場合には、以下の内容にて [choutatsu@hr.lfb-mof.go.jp](mailto:choutatsu@hr.lfb-mof.go.jp)（「！」は、英小文字の「エル」）宛に送付すること。

件 名 国有財産媒介業務に係る国有財産媒介申込書の提出について

メール本文 申込者の住所

氏名（法人の場合は、その名称又は商号）

担当者氏名

担当者連絡先

添付ファイル 上記6(1)のとおり。

#### 7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約書に基づく契約ではない。

#### 8 問い合わせ先

北陸財務局管財部（国有財産売却担当）

所在地：金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎7階

電話番号：076-292-7875

以上公告する。

令和7年12月16日

支出負担行為担当官

北陸財務局総務管理官 篠 康太郎